



住宅版エコポイント制度説明資料 (新築版)



- 制度創設の背景
- 制度内容
- 申請と交換商品

制度の変更により一部修正が
加わることがあります。

2010年3月

アルコシステム販売部



住宅版エコポイント制度内容

エコポイント発行対象（物件）

	エコ住宅の建設（新築）
発行対象	- 省エネ法に基づく「トップランナー基準」相当の住宅 - 省エネ基準（次世代省エネ基準）を満たす木造住宅 別資料にて詳細説明有

エコポイント数

	エコ住宅の建設（新築）
1戸当たり	30万ポイント

新築住宅は一律30万ポイントになります

- 上記申請期限の前に発行予定ポイントまで発行した場合は、上記によらずポイント発行を終了します。（**予算額満額の時点で終了**）
- 他の制度との併用可否について

税制（併用可）

新築住宅ローン減税
 新築投資型減税
 省エネ改修促進税制
 省エネ改修投資型減税
 バリアフリー改修促進税制
 長期優良住宅促進税制

補助金（併用可）

太陽光発電補助金
 高効率給湯器

補助金（併用不可）

長期優良住宅補助金

金利優遇（併用可）

長期優良住宅金利優遇
 （フラット35S）



住宅版エコポイント制度内容

エコポイント発行対象（物件）



対象となる住宅

○ 「新築住宅」

住宅品質確保法第2条第2項

- ・ 建設工事完了日から起算して1年以内の住宅
- ・ 人の居住の用に供したことの無い住宅

○ 「住宅」

住宅品質確保法第2条第1項

- ・ 人の居住の用に供する家屋または家屋の部分、これらの共用部分

例 戸建住宅、分譲マンション、賃貸住宅（公営住宅、社宅等も含む）。介護保険法に基づくグループホーム、障害者自立支援法に基づくグループホーム・ケアホーム



対象外のもの

× 「新築住宅」ではない住宅

例 いったん居住後に転売された住宅

例 建設工事完了日から起算して1年を経過した住宅

× 「住宅」ではない建築物

例 事務所、倉庫、物置、車庫、ホテル、旅館等の人を宿泊させる営業のための施設、福祉事業を行うための施設（グループホーム等は除く）

× 「一時使用目的」の住宅

例 仮設住宅等

● 住宅版エコポイント制度内容



エコポイント発行対象（期間）

	エコ住宅の建設（新築）
着工	平成21年12月8日 ～平成22年12月31日 に建築着工した物件 根切り工事又は基礎杭打ち工事の着手
完了	平成22年1月28日以降に工事が完了したものに限る。完了期限なし。

	H21.12.8	H22.1.1	H22.1.28		
新築	● 着工			▲ 引渡し	×
	● 着工			▲ 引渡し	×
	● 着工	根切り	基礎杭打ち	▲ 引渡し	○
リフォーム	● 着手		▲ 完了		×
	● 着手			▲ 完了	×
		● 着手	▲ 完了		×
		● 着手		▲ 完了	○



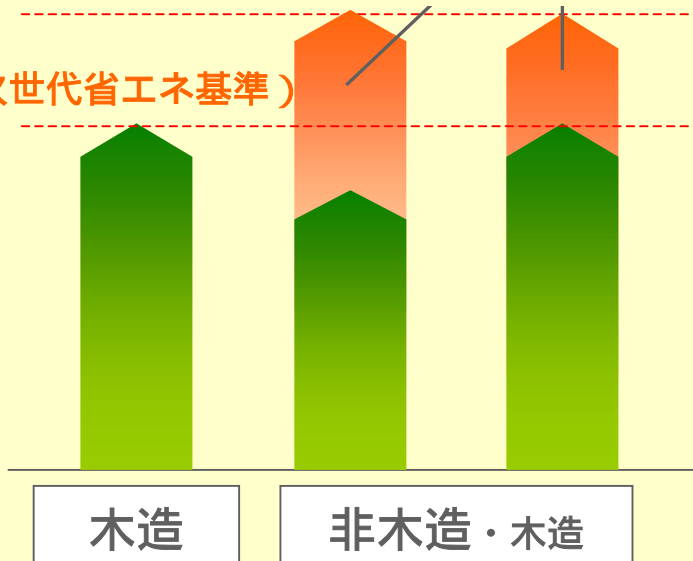
住宅版エコポイント制度内容（新築）

対象となる省エネルギー基準

高効率給湯器・太陽光発電等

（トップランナー基準）

（次世代省エネ基準）



省エネ法

住宅性能表示制度

住宅省エネ
ラベル指針

住宅事業建築主
の判断基準

次世代省エネ基準

等級 4

等級 3

等級 2

等級 1

エコポイント対象となる省エネレベル

トップランナー基準

省エネ判断基準を満たす断熱性能を有する住宅に一般的な設備を備えた場合のエネルギー消費量と比べて概ね10%の削減に相当するもの

- ・ 次世代省エネ判断基準を満たす外壁、窓等と高効率給湯設備
- ・ 次世代省エネ判断基準を満たす外壁、窓等と熱交換型換気設備や高効率空気調和設備
- ・ 次世代省エネ判断基準を満たす外壁、窓等と太陽光発電設備
- ・ 次世代省エネ判断基準を超える高い断熱性能を有する外壁、窓等



住宅版エコポイント制度申請

エコポイント申請方法

住宅所有者がエコポイント事務局に対して下記いずれかの方法で申請

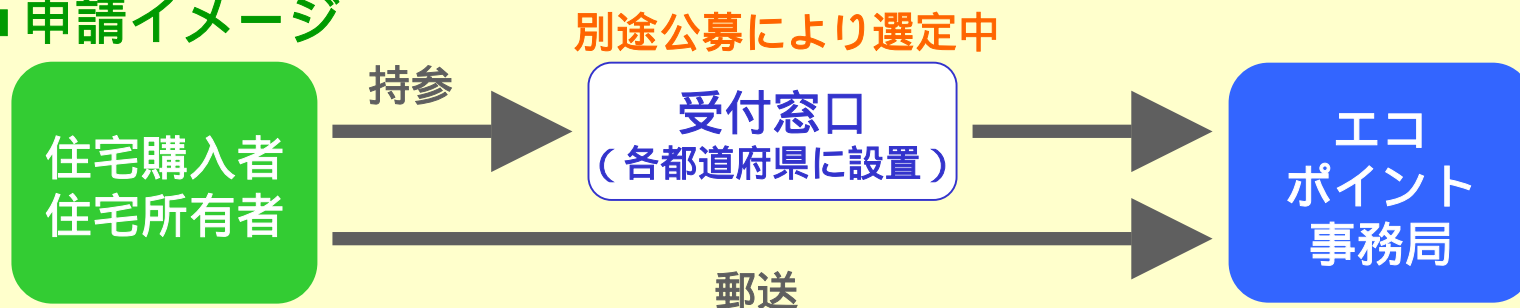
- 1 事務局が各都道府県に設けた受付窓口における申請
- 2 事務局への郵送（即時発行の場合は郵送不可になります）

個人・法人によらず、また建築主・購入者によらず申請が可能

新築住宅の場合はポイント発行申請できるのは1住戸につき1回のみ

リフォームの場合複数回の申請が可能ですが1住戸あたり30万ポイントが上限です。

■ 申請イメージ



■ 申請期限

開始時期: 3月から

工事種類	建て方等	ポイント発行申請の期限
エコ住宅の新築工事	一戸建て住宅	平成23年 6月30日
	共同住宅等	平成23年12月31日



評価依頼

住宅性能評価機関

評価実施

工事施工者準備

エコ住宅新築工事実施

住宅購入者準備

ポイント申請

住宅版エコポイント制度申請（新築）

エコポイント申請書類

商品の性能証明書・出荷証明書等は特に必要はありません

1

証明書

必要な省エネ性能を満たしている事を証明する書類

エコポイント対象証明書
（対象は建物全体の証明書）

2

領収書

工事が行われた事を証明する書類

領収書又は契約書の写し

3

工事証明書

工事が行われた事を証明する書類

工事証明書
（工事期間・工事内容）

4

竣工写真
（全景）

工事が行われた事を証明する書類

検査済証の写し又は竣工写真

5

確認済証

工事が行われた事を証明する書類

確認済証の写し

6

運転免許証

申請者本人を確認する書類

申請者確認書類
（運転免許証や健康保険証の写し等）

代理申請可

住宅版エコポイント制度申請（新築）

第三者機関による証明方法

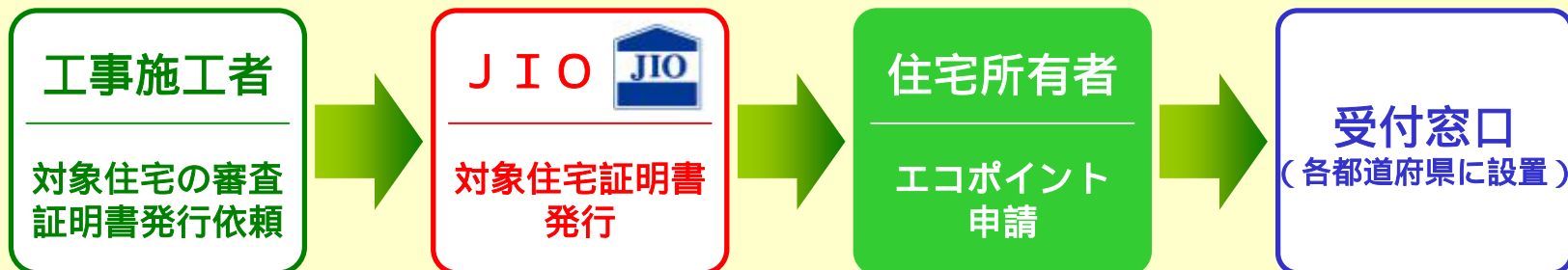


制度	証明書類	発行機関	木造住宅		その他の住宅	
			次世代省エネ基準		トップランナー基準	
			一戸建て	共同住宅	一戸建て	共同住宅
性能表示制度	設計住宅性能評価書	登録住宅性能評価機関			-	-
性能表示制度	建設住宅性能評価書	登録住宅性能評価機関			-	-
長期優良住宅	認定通知書	所管行政庁	○	○	-	-
長期優良住宅	適合証	登録住宅性能評価機関			-	-
フラット35S	適合証明書	適合証明機関			-	-
フラット35S （金利引下げ）	適合証明書	適合証明機関				-
省エネラベリング	住宅事業主基準 に係る適合証	登録建築物評価機関	○	-	○	-
住宅版エコポイント	エコポイント 対象住宅証明書	登録住宅性能評価機関				



住宅版エコポイント制度申請（新築）

流れ（ＪＩＯの場合）



ＪＩＯ証明書発行料金



一戸建て住宅	木造住宅	全ての住宅（構造問わず）	
	次世代省エネ基準	トップランナー基準	
		一般（右記以外）	断熱性能基準審査が省略できるもの
料金 (消費税込み金額)	33000円 (34650円)	40000円 (42000円)	15000円 (15750円)

共同住宅の料金については別途。

証明書発行業務事業所



			中部	愛知支店	052-856-3061
北海道、東北	東北支店	022-215-2356	関西	北大阪支店	06-6882-6592
関東・甲信越	本社	03-3635-4155	中四国・九州	九州支店	092-502-4131



住宅版エコポイント交換

エコポイント交換商品

参考

(参考) 家電エコポイント



省エネ・環境配慮に優れた商品



全国で使える商品券・プリペイドカード

(商品の提供事業者が環境寄付を行うなど環境配慮型のもの、公共交通期間利用カード)



地域振興に資するもの
(地域商品券・地域産品)



環境寄付



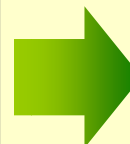
即時交換商品



工事施工者が追加的に実施する他の
改修(節水便器やキッチン等)工事費用に充当



新築のエコポイントは住宅取得資金
(新築工事と一体的に行われる場合も対象)に充当



下記の対象商品については、
購入時に購入した店舗でポ
イントを代金の全部または
一部に充当できます。

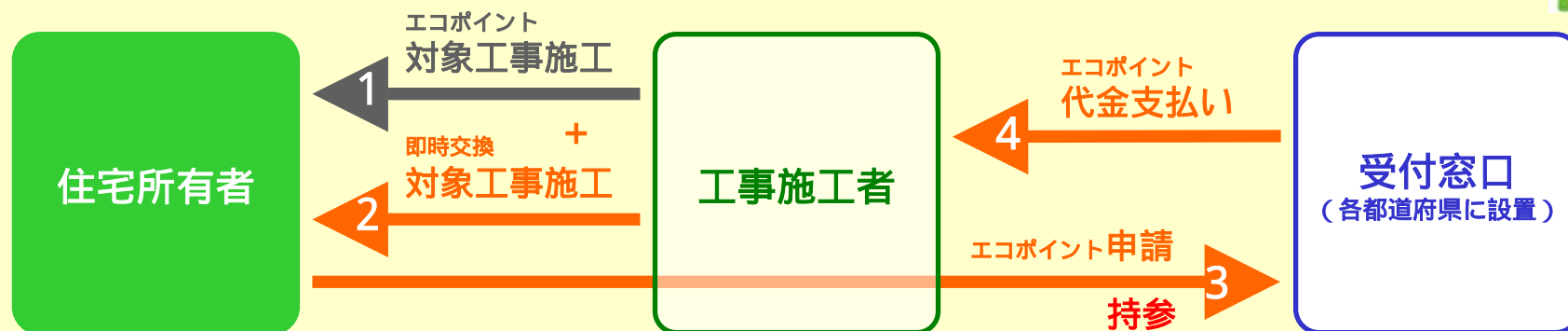
- ・地デジアンテナ工事
- ・電球蛍光灯ランプ
- ・電球形LEDランプ
- ・充電式ニッケル水素電池

サポート販売店のみ



住宅版エコポイント交換（即時交換）

エコポイント申請と同時にポイントを使用することも可能です



即時交換 申請方法

1

事務局が各都道府県に設ける受付窓口での申請
（郵送での申請は認められません）

2

エコポイント申請と同時に申請をする必要があります。

申請時に必要な追加情報

新築・リフォームとも

1

工事施工者の名称、住所、建設業許可番号（許可業者の場合）

2

即時交換対象工事の工事期間

3

即時交換対象工事の工事内容

4

工事施工者の口座番号（受付窓口で通帳の写し等で記載内容を確認します）

5

工事写真（即時交換対象工事の内容が分かるもの。工事内容ごとに1枚）